(	宛	先	)	京	都	市	長	1年 7月 7日
報告者	の住所	(法人に	あっては	,主た	る事務所	うの所在	地)	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名)
京都市南区吉祥院石原堂ノ後西町5番地								京都スバル自動車株式会社 代表取締役 井上 哲夫
								電話 075-671-1119

京都市地理	求温暖化対策条例第25条第3項の表	見定により報告します。	
		電気を動力源とする自動車で内燃機関を 有しないもの①	0 台
	温室効果ガスを排出しない自動車	燃料電池自動車②	0 台
		合 計 ③ ( ① + ② )	0 台
		電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの④	0 台
販売した新 車の台数		専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料と して用いる自動車⑤	0 台
7013	温室効果ガスの排出の量が相当程度 少ない自動車	揮発油,液化石油ガス又は軽油を内燃機 関の燃料として用いる自動車(燃料消費 効率が市長の定める基準を満たすものに 限る。)⑥	376 台
		合計⑦ (④ + ⑤ + ⑥ )	376 台
	販売した新車のうち,温室効果ガス 排出の量が相当程度少ない自動車以	1507 台	
	合 計 ( ③	+ ⑦ + ⑧ )	1883 台
	販売した新車のうち,温室効果ガス ガスを内燃機関の燃料として用いる	17.5 キロメートル	
販売した新		電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの⑨	0.0 キロメートル
車1台当た りの燃料消 費効率	温室効果ガスの排出の量が相当程度 少ない自動車	揮発油,液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)⑩	24.7 キロメートル
		⑨及び⑩の自動車を併せた燃料消費効率	0.0 キロメートル

- 注1 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。
  (1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの
  (2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの

  - 2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。
  - 3 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車で併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に 資するものをいいます。
  - 4 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギ 一消費効率をいいます。

(	宛	先	)	京	都	市	長	2019年 7月 26日
報告者			こあっては 「京区西京			所の所在		報告者の氏名(法人にあっては,名称及び代表者名) 京都ダイハツ販売株式会社 代表取締役 足立文雄 電話 075-311-8111

京都市地理	球温暖化対策条例第25条第3項の規	見定により報告します。	
		電気を動力源とする自動車で内燃機関を 有しないもの①	0 台
	温室効果ガスを排出しない自動車	燃料電池自動車②	0 台
		合計 ③ (① + ② )	0 台
		電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの④	0 台
販売した新 車の台数		専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料と して用いる自動車⑤	0 台
7013	温室効果ガスの排出の量が相当程度 少ない自動車	揮発油,液化石油ガス又は軽油を内燃機 関の燃料として用いる自動車(燃料消費 効率が市長の定める基準を満たすものに 限る。)⑥	3386 台
		合計⑦ (④ + ⑤ + ⑥)	3386 台
	販売した新車のうち,温室効果ガス 排出の量が相当程度少ない自動車以	2193 台	
	合 計 ( ③	+ ⑦ + ⑧ )	5579 台
	販売した新車のうち,温室効果ガス ガスを内燃機関の燃料として用いる	18.8 キロメートル	
販売した新		電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの⑨	0.0 キロメートル
車1台当た りの燃料消 費効率	温室効果ガスの排出の量が相当程度 少ない自動車	揮発油,液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)⑩	29.6 キロメートル
		⑨及び⑩の自動車を併せた燃料消費効率	29.6 キロメートル

- 注1 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。
  (1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの
  (2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの

  - 2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。
  - 3 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車で併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に 資するものをいいます。
  - 4 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギ 一消費効率をいいます。

(	宛	先	)	京	都	市	長	2019年 7月 27日
報	告者の住所	にあって	は、主た	る事務所	の所在地	)	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名)	
京	都市	南区	吉祥隆	え三ノ	宮町	1 0		京都トヨタ自動車株式会社 代表取締役 条田 昌宏 電話075-681-1121

京都市地球	球温暖化対策条例第25条第3項の表	見定により報告します。	
		電気を動力源とする自動車で内燃機関を 有しないもの①	0 台
	温室効果ガスを排出しない自動車	燃料電池自動車②	1 台
		合計 ③ (① + ② )	1 台
		電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの④	27 台
販売した新 車の台数		専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料と して用いる自動車⑤	0 台
	温室効果ガスの排出の量が相当程度 少ない自動車	揮発油,液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)⑥	1894 台
		合計⑦(④+⑤+⑥)	1921 台
	販売した新車のうち, 温室効果ガス 排出の量が相当程度少ない自動車以	970 台	
	合 計 ( 3)	+ ⑦ + ⑧ )	2892 台
	販売した新車のうち, 温室効果ガス ガスを内燃機関の燃料として用いる	9.1 キロメートル	
販売した新		電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの®	37.2 キロメートル
車1台当たりの燃料消費効率	温室効果ガスの排出の量が相当程度 少ない自動車	揮発油,液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)⑩	24.5 キロメートル
		③及び⑩の自動車を併せた燃料消費効率	24.7 キロメートル

- 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各分のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。

  - (1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの (2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの
  - 2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。
  - 3 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車で併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第14項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に 資するものをいいます。
  - 4 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギ 一消費効率をいいます。

(	宛	先	)	京	都	市	長	2019年9月27日
			あっては 町1番地		る事務所	の所在:		報告者の氏名(法人にあっては,名称及び代表者名) 京都トヨペット株式会社 代表取締役 澤井 孝之 電話 075-341-8141

京都市地理	球温暖化対策条例第25条第3項の規	見定により報告します。	
		電気を動力源とする自動車で内燃機関を 有しないもの①	台
	温室効果ガスを排出しない自動車	燃料電池自動車②	1 台
		合 計 ③ ( ① + ② )	1 台
		電力併用自動車のうち,動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの④	23 台
販売した新 車の台数		専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料と して用いる自動車⑤	0 台
	温室効果ガスの排出の量が相当程度 少ない自動車	揮発油,液化石油ガス又は軽油を内燃機 関の燃料として用いる自動車(燃料消費 効率が市長の定める基準を満たすものに 限る。)⑥	1334 台
		合計⑦ (④ + ⑤ + ⑥)	1357 台
	販売した新車のうち,温室効果ガス 排出の量が相当程度少ない自動車以	1815 台	
	合 計 ( ③	+ ⑦ + ⑧ )	3173 台
	販売した新車のうち,温室効果ガス ガスを内燃機関の燃料として用いる	16.4 キロメートル	
販売した新		電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの⑨	37.2 キロメートル
車1台当たりの燃料消費効率	温室効果ガスの排出の量が相当程度 少ない自動車	揮発油,液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)⑩	28.0 キロメートル
		③及び⑩の自動車を併せた燃料消費効率	32.6 キロメートル

- 注1 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。
  (1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの
  (2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの

  - 2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。
  - 3 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車で併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に 資するものをいいます。
  - 4 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギ 一消費効率をいいます。

(	宛	先	)	京	都	市	長	2019年 8月 8日
報告者	の住所	(法人に	こあってに	は,主た	る事務所	折の所在	:地)	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名)
京都市	前南区西方	九条高島	l町45₹	昏地				京都日産自動車株式会社 代表取締役 奥田 俊彦
								電話 075-681-7121

京都市地:	球温暖化対策条例第25条第3項の規	記定により報告します。		
		電気を動力源とする自動車で内燃機関を 有しないもの①	151	台
	温室効果ガスを排出しない自動車	燃料電池自動車②	0	台
		合 計 ③ ( ① + ② )	151	台
		電力併用自動車のうち,動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの④	0	台
販売した新 車の台数	祖空林田ボラの排出の長ぶ和巫和庇	専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料と して用いる自動車⑤	0	台
	温室効果ガスの排出の量が相当程度 少ない自動車	揮発油,液化石油ガス又は軽油を内燃機 関の燃料として用いる自動車(燃料消費 効率が市長の定める基準を満たすものに 限る。)⑥	1696	台
		合計⑦ (④ + ⑤ + ⑥)	1696	台
	販売した新車のうち,温室効果ガス 排出の量が相当程度少ない自動車以	2875	台	
	合 計 ( ③	+ ⑦ + ⑧ )	4722	台
	販売した新車のうち, 温室効果ガス ガスを内燃機関の燃料として用いる	21.2 キロメ	ートル	
販売した新		電力併用自動車のうち,動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの®	- キロメ	ートル
車1台当た りの燃料消 費効率	温室効果ガスの排出の量が相当程度 少ない自動車	揮発油,液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)⑪	24.8 キロメ	ートル
		⑨及び⑩の自動車を併せた燃料消費効率	24.8 キロメ	ートル

- 注1 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。
  (1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの
  (2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの

  - 2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。
  - 3 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車で併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に 資するものをいいます。
  - 4 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギ 一消費効率をいいます。

(	宛	先	)	京	都	市	長	令和元年9月14日
			あっては 40-3		る事務所	の所在		報告者の氏名(法人にあっては,名称及び代表者名) ㈱京都マツダ 代表取締役 松島 正昭
								電話754—6121

		•		
京都市地	球温暖化対策条例第25条第3項の表	見定により報告します。		
		電気を動力源とする自動車で内燃機関を 有しないもの①	0	台
販売した新 車の台数	温室効果ガスを排出しない自動車	燃料電池自動車②	0	台
		合 計 ③ ( ① + ② )	0	台
		電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの①	0	台
	게른성용과 호텔비호를 가입시설 B	専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車⑤	0	台
	温室効果ガスの排出の量が相当程度 少ない自動車	揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)⑥	210	台
		合計⑦(④+⑤+⑥)	210	台
	販売した新車のうち,温室効果ガス 排出の量が相当程度少ない自動車以	241	台	
	合 計 ( ③	+ ⑦ + ⑧ )	451	台
	販売した新車のうち, 温室効果ガス ガスを内燃機関の燃料として用いる	16.3 キロメー	ートル	
販売した新		電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの③	0.0 キロメー	- トル
車1台当たりの燃料消費効率	温室効果ガスの排出の量が相当程度 少ない自動車	揮発油,液化石油ガス又は軽油を内燃機 関の燃料として用いる自動車(燃料消費 効率が市長の定める基準を満たすものに 限る。) ⑩	19.0 キロメー	ートル
		③及び⑩の自動車を併せた燃料消費効率	19.0 キロメー	ートル

- 注1 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。
  (1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの
  (2) 賃物の運送の用に供する自動車で、乗車定員が3.5トン以下のもの
  2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。
  3 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車で併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。
  4 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

(	宛	先	)	京	都	市	長		令和	元年	7月	9 日
報告者	音の住所	(法人に	こあっては	,主た	る事務局	所の所在	地)	報告者の氏名 (法人にあっては,	名称及	び代表者	6名)	
京者	『市南区』	55九条菅	<b>計田町15</b>	番地				京都三菱自動車販売株式会社 代表取締役 小林 康				
									電	括075一	662-76	607

京都市地理	球温暖化対策条例第25条第3項の規	見定により報告します。	
		電気を動力源とする自動車で内燃機関を 有しないもの①	1 台
	温室効果ガスを排出しない自動車	燃料電池自動車②	0 台
		合 計 ③ ( ① + ② )	1 台
		電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの④	87 台
販売した新 車の台数	温度特用よって排出で <u>量が</u> 和火紅度	専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料と して用いる自動車⑤	0 台
	温室効果ガスの排出の量が相当程度 少ない自動車	揮発油,液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)⑥	583 台
		合計⑦ (④ + ⑤ + ⑥ )	670 台
	販売した新車のうち,温室効果ガス 排出の量が相当程度少ない自動車以	832 台	
	合 計 ( ③	+ ⑦ + ⑧ )	1503 台
	販売した新車のうち,温室効果ガス ガスを内燃機関の燃料として用いる	を排出しない自動車及び専ら可燃性天然 自動車以外のもの	20.9 キロメートル
販売した新		電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの®	18.6 キロメートル
車1台当た りの燃料消 費効率	温室効果ガスの排出の量が相当程度 少ない自動車	揮発油,液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)⑩	16.3 キロメートル
		⑨及び⑩の自動車を併せた燃料消費効率	16.6 キロメートル

- 注1 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。
  (1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの
  (2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの

  - 2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。
  - 3 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車で併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第14項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に 資するものをいいます。
  - 4 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギ 一消費効率をいいます。

(	宛	先	)	京	都	市	長	令和元年7月6日
報告者	で住所	(法人に	あっては	:, 主た	る事務所	の所在は	也)	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名)
京都市	南区吉神	羊院向田	西町1番	:地				株式会社京滋マツダ 代表取締役 津田正樹
								電話 075-314-3751

		※燃費消費効率には一部WLTCモード燃費値	近が含まれております。
京都市地理	求温暖化対策条例第25条第3項の規		
		電気を動力源とする自動車で内燃機関を 有しないもの①	台
	温室効果ガスを排出しない自動車	燃料電池自動車②	石
		合 計 ③ ( ① + ② )	台
		電力併用自動車のうち,動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの④	삼
販売した新 車の台数	祖空物田ガラの排出の具なわ火和店	専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料と して用いる自動車⑤	台
	温室効果ガスの排出の量が相当程度 少ない自動車	揮発油,液化石油ガス又は軽油を内燃機 関の燃料として用いる自動車(燃料消費 効率が市長の定める基準を満たすものに 限る。)⑥	733 台
		合計⑦ (④+⑤+⑥)	733 台
	販売した新車のうち, 温室効果ガス 出の量が相当程度少ない自動車以外。	724 台	
	合 計 ( ③	+ ⑦ + ⑧ )	1457 台
	販売した新車のうち,温室効果ガススを内燃機関の燃料として用いる自	を排出しない自動車及び専ら可燃性天然ガ 動車以外のもの	19.0 キロメートル
販売した新 車1台当た		電力併用自動車のうち,動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの®	キロメートル
単1行言だりの燃料消費効率	温室効果ガスの排出の量が相当程度 少ない自動車	揮発油,液化石油ガス又は軽油を内燃機 関の燃料として用いる自動車(燃料消費 効率が市長の定める基準を満たすものに 限る。)⑪	21.3 キロメートル
		⑨及び⑩の自動車を併せた燃料消費効率	21.3 キロメートル

- 1 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。
  (1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの
  (2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの

  - 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電 気により作動する原動機を有する自動車をいいます。
  - 3 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車で併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に 資するものをいいます。
  - 4 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギ 一消費効率をいいます。

(	宛	先	)	京	都	市	長	令和元年9月14日
			こあって <i>(</i> 也尻町 8 -		.る事務所	折の所在		報告者の氏名(法人にあっては,名称及び代表者名) ㈱シュテルン京都 代表取締役 松島 正昭
								電話754-6121

京都市地球温暖化対策条例第25条第3項の規定により報告します。										
		電気を動力源とする自動車で内燃機関を 有しないもの①	0	台						
	温室効果ガスを排出しない自動車	燃料電池自動車②	0	台						
		合 計 ③ ( ① + ② )	0	台						
		電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの①	0	小						
販売した新 車の台数		専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料と して用いる自動車⑤	0	中						
	温室効果ガスの排出の量が相当程度 少ない自動車	揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機 関の燃料として用いる自動車(燃料消費 効率が市長の定める基準を満たすものに 限る。)⑥	111	小						
		合計⑦(④+⑤+⑥)	111	台						
	販売した新車のうち,温室効果ガス 排出の量が相当程度少ない自動車以	466	台							
	合 計 ( ③	+ ⑦ + ⑧ )	577	台						
	販売した新車のうち, 温室効果ガス ガスを内燃機関の燃料として用いる	15.1 キロメートル								
販売した新		電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの③	0.0 キロメー	-トル						
車1台当た りの燃料消 費効率	温室効果ガスの排出の量が相当程度 少ない自動車	揮発油,液化石油ガス又は軽油を内燃機 関の燃料として用いる自動車(燃料消費 効率が市長の定める基準を満たすものに 限る。)⑩	16.6 キロメー	ートル						
		③及び⑩の自動車を併せた燃料消費効率	16.6 キロメー	ートル						

- 注1 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。
  (1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの
  (2) 賃物の運送の用に供する自動車で、乗車定員が3.5トン以下のもの
  2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。
  3 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車で併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。
  4 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

(	宛	先	)	京	都	市	長	2016年5月26日
			こあってた 手田50-2	は、主た	こる事務所	予の所在		株式会社スズキ自販京都 代表取締役 金塚 昭

京都市地理	球温暖化対策条例第25条第3項の規	見定により報告します。	
		電気を動力源とする自動車で内燃機関を 有しないもの①	台
	温室効果ガスを排出しない自動車	燃料電池自動車②	台
		合計 ③ (① + ② )	台
		電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの④	台
販売した新 車の台数		専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料と して用いる自動車⑤	台
	温室効果ガスの排出の量が相当程度 少ない自動車	揮発油,液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)⑥	11610 台
		合計⑦ (④ + ⑤ + ⑥)	11610 台
	販売した新車のうち, 温室効果ガス 排出の量が相当程度少ない自動車以	581 台	
	合 計 ( ③	+ ⑦ + ⑧ )	12191 台
	販売した新車のうち, 温室効果ガス ガスを内燃機関の燃料として用いる	23.9 キロメートル	
販売した新		電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの®	キロメートル
車1台当たりの燃料消費効率	温室効果ガスの排出の量が相当程度 少ない自動車	揮発油,液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)⑩	26.4 キロメートル
		⑨及び⑩の自動車を併せた燃料消費効率	26.4 キロメートル

- 注1 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。
  (1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの
  (2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの

  - 2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。
  - 3 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車で併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第14項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に 資するものをいいます。
  - 4 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギ 一消費効率をいいます。

(	宛	先	)	京	都	市	長	令和元年 6月 24日
報告者	の住所	(法人に	あっては	, 主た	る事務所	「の所在:	地)	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名)
京都市	i右京区ī	西院平町	10番地					株式会社大黒商会 代表取締役 井上 雅文 電話 075-311-3320

京都市地理	球温暖化対策条例第25条第3項の規	見定により報告します。	
		電気を動力源とする自動車で内燃機関を 有しないもの①	台
	温室効果ガスを排出しない自動車	燃料電池自動車②	台
		合 計 ③ ( ① + ② )	台
		電力併用自動車のうち,動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの④	台
販売した新 車の台数	毎点番用ギュの地川の長が <u>む火</u> 質度	専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料と して用いる自動車⑤	台
	温室効果ガスの排出の量が相当程度 少ない自動車	揮発油,液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)⑥	台
		合計⑦ (④ + ⑤ + ⑥)	台
	販売した新車のうち, 温室効果ガス 排出の量が相当程度少ない自動車以	456 台	
	合 計 ( ③	+ ⑦ + ⑧ )	456 台
	販売した新車のうち, 温室効果ガス ガスを内燃機関の燃料として用いる	13.8 キロメートル	
販売した新		電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの®	キロメートル
車1台当たりの燃料消費効率	温室効果ガスの排出の量が相当程度 少ない自動車	揮発油,液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)⑩	キロメートル
		③及び⑩の自動車を併せた燃料消費効率	キロメートル

- 注1 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。
  (1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの
  (2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの

  - 2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。
  - 3 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車で併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に 資するものをいいます。
  - 4 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギ 一消費効率をいいます。

(	宛	先	)	京	都	市	長	2019年7月12日
			こあっては, 万大炊御門6			所の所在	地)	報告者の氏名(法人にあっては,名称及び代表者名) トヨタカローラ京都株式会社 代表取締役社長 山本 宏樹 電話 463-1111

京都市地理	球温暖化対策条例第25条第3項の表	見定により報告します。	
		電気を動力源とする自動車で内燃機関を 有しないもの①	0 台
	温室効果ガスを排出しない自動車	燃料電池自動車②	0 台
		合計 ③ (① + ② )	0 台
		電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの④	33 台
販売した新 車の台数		専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料と して用いる自動車⑤	0 台
	温室効果ガスの排出の量が相当程度 少ない自動車	揮発油,液化石油ガス又は軽油を内燃機 関の燃料として用いる自動車(燃料消費 効率が市長の定める基準を満たすものに 限る。)⑥	2063 台
		合計⑦ (④ + ⑤ + ⑥ )	2096 台
	販売した新車のうち, 温室効果ガス 排出の量が相当程度少ない自動車以	473 台	
	合 計 ( ③	+ ⑦ + ⑧ )	2569 台
	販売した新車のうち,温室効果ガス ガスを内燃機関の燃料として用いる	24.0 キロメートル	
販売した新		電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの⑨	37.2 キロメートル
車1台当たりの燃料消費効率	温室効果ガスの排出の量が相当程度 少ない自動車	揮発油,液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費 効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)⑩	25.9 キロメートル
		⑨及び⑩の自動車を併せた燃料消費効率	26.1 キロメートル

- 注1 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。
  (1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの
  (2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの

  - 2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。
  - 3 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車で併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に 資するものをいいます。
  - 4 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギ 一消費効率をいいます。

(	宛	先	)	京	都	市	長	令和元年7月29日
告者	の住所	(法人に	あって	は,主た	る事務	所の所	在地)	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名)
京都i	市南区書	吉祥院池	田町 2	8番地				ネッツトヨタ京華株式会社 代表取締役 長井 貴裕
								電話075-681-7771

京都市地理	球温暖化対策条例第25条第3項の表	記定により報告します。	
		電気を動力源とする自動車で内燃機関を 有しないもの①	0 台
	温室効果ガスを排出しない自動車	燃料電池自動車②	0 台
		合 計 ③ ( ① + ② )	0 台
		電力併用自動車のうち,動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの④	21 台
販売した新 車の台数	35 ウな田 ギュ の地山の E ぶ 切り 紅 斑	専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料と して用いる自動車⑤	0 台
	温室効果ガスの排出の量が相当程度 少ない自動車	揮発油,液化石油ガス又は軽油を内燃機 関の燃料として用いる自動車(燃料消費 効率が市長の定める基準を満たすものに 限る。)⑥	1490 台
		合計⑦ (④ + ⑤ + ⑥)	1511 台
	販売した新車のうち, 温室効果ガス 排出の量が相当程度少ない自動車以	1236 台	
	습 計 ( ③	+ ⑦ + ⑧ )	2747 台
	販売した新車のうち,温室効果ガス ガスを内燃機関の燃料として用いる	10.2 キロメートル	
販売した新		電力併用自動車のうち,動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの®	37.2 キロメートル
車1台当た りの燃料消 費効率	温室効果ガスの排出の量が相当程度 少ない自動車	揮発油,液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)⑩	21.7 キロメートル
		③及び⑩の自動車を併せた燃料消費効率	22.0 キロメートル

- 注1 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3 条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。
  (1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの
  (2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの

  - 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電 気により作動する原動機を有する自動車をいいます。
  - 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車で併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギ ーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第14項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に 資するものをいいます。
  - 4 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギ 一消費効率をいいます。

(	宛	先	)	京	都	市	長	2019年 8月 2日
			:あっては (町108-1	,主た	る事務所	下の所在		報告者の氏名(法人にあっては,名称及び代表者名) ネッツトヨタ京都株式会社 代表取締役 山本 善嗣 電話 075-312-5888

京都市地球	球温暖化対策条例第25条第3項の表	是定により報告します。		
		電気を動力源とする自動車で内燃機関を 有しないもの①	0	台
	温室効果ガスを排出しない自動車	燃料電池自動車②	0	台
		合 計 ③ ( ① + ② )	0	台
		電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの④	25	台
販売した新 車の台数	사람 사용 보기 호텔 비호를 차려 보였다.	専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料と して用いる自動車⑤	0	台
	温室効果ガスの排出の量が相当程度 少ない自動車	揮発油,液化石油ガス又は軽油を内燃機 関の燃料として用いる自動車(燃料消費 効率が市長の定める基準を満たすものに 限る。)⑥	1257	台
		合計⑦ (④ + ⑤ + ⑥)	1282	台
	販売した新車のうち, 温室効果ガス 排出の量が相当程度少ない自動車以	895	台	
	合 計 ( ③	+ ⑦ + ⑧ )	2177	台
	販売した新車のうち, 温室効果ガス ガスを内燃機関の燃料として用いる	22.3 キロメ	ートル	
販売した新		電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの®	37.2 キロメ	ートル
車1台当た りの燃料消 費効率	温室効果ガスの排出の量が相当程度 少ない自動車	揮発油,液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)⑩	24.2 キロメ	ートル
		③及び⑩の自動車を併せた燃料消費効率	31.2 キロメ	ートル

- 注1 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。
  (1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの
  (2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの

  - 2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。
  - 3 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車で併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に 資するものをいいます。
  - 4 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギ 一消費効率をいいます。

(	宛	先	)	京	都	市	長	令和元年 8月 5日
	音の住所 5中京区			は、主た	る事務原	所の所在		報告者の氏名(法人にあっては,名称及び代表者名) ネッツトヨタヤサカ株式会社 代表取締役 条田 昌宏 電話075-802-0151

京都市地球	求温暖化対策条例第25条第3項の規	定により報告します。		
		電気を動力源とする自動車で内燃機関を 有しないもの①	0	台
	温室効果ガスを排出しない自動車	燃料電池自動車②	0	台
		合計 ③ (① + ② )	0	台
		電力併用自動車のうち,動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの④	17	台
販売した新 車の台数		専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料と して用いる自動車⑤	0	台
	温室効果ガスの排出の量が相当程度 少ない自動車	揮発油,液化石油ガス又は軽油を内燃機 関の燃料として用いる自動車(燃料消費 効率が市長の定める基準を満たすものに 限る。)⑥	1035	台
		合計⑦ (④ + ⑤ + ⑥)	1052	台
	販売した新車のうち,温室効果ガス 排出の量が相当程度少ない自動車以	2128	台	
	合 計 ( ③	+ ⑦ + ⑧ )	3180	台
	販売した新車のうち, 温室効果ガス ガスを内燃機関の燃料として用いる	を排出しない自動車及び専ら可燃性天然 自動車以外のもの	17.4 キロメ	ートル
販売した新		電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの®	37.2 キロメ	ートル
車1台当たりの燃料消費効率	温室効果ガスの排出の量が相当程度 少ない自動車	揮発油,液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費 効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)⑩	29.9 キロメ	ートル
		⑨及び⑩の自動車を併せた燃料消費効率	33.6 キロメ	ートル

- 注1 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。
  (1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの
  (2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの

  - 2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。
  - 3 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車で併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に 資するものをいいます。
  - 4 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギ 一消費効率をいいます。

(	宛	先	)	京	都	市	長	令和元年9月14日
			こあってに 5田町 1 C		る事務所	斤の所在		報告者の氏名(法人にあっては,名称及び代表者名)   機服部モーター商会 代表取締役 松島 正昭
								電話754-6121

京都市地理	球温暖化対策条例第25条第3項のキ 	見定により報告します。		
		電気を動力源とする自動車で内燃機関を 有しないもの①	0	台
	温室効果ガスを排出しない自動車	燃料電池自動車②	0	台
		合 計 ③ ( ① + ② )	0	小
		電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの④	0	台
販売した新 車の台数	게른성용과 호텔비호를 가입시설 B	専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料と して用いる自動車⑤	0	中
	温室効果ガスの排出の量が相当程度 少ない自動車	揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)⑥	547	台
		合計⑦(④+⑤+⑥)	547	台
	販売した新車のうち,温室効果ガス 排出の量が相当程度少ない自動車以	1086	台	
	合 計 ( ③	+ ⑦ + ⑧ )	1633	台
	販売した新車のうち, 温室効果ガス ガスを内燃機関の燃料として用いる	を排出しない自動車及び専ら可燃性天然 自動車以外のもの	16.2 キロメー	ートル
販売した新		電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの③	0.0 キロメー	ートル
車1台当た りの燃料消 費効率	温室効果ガスの排出の量が相当程度 少ない自動車	揮発油,液化石油ガス又は軽油を内燃機 関の燃料として用いる自動車(燃料消費 効率が市長の定める基準を満たすものに 限る。) ⑩	20.8 キロメー	ートル
		⑨及び⑩の自動車を併せた燃料消費効率	20.8 キロメー	ートル

- 注1 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。
  (1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの
  (2) 賃物の運送の用に供する自動車で、乗車定員が3.5トン以下のもの
  2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。
  3 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車で併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。
  4 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

(	宛	先	)	京	都	市	長	令和元年9月14日
報告者(京都市			⊆あってに ∫ 7	t, 主た	る事務所	が所在		報告者の氏名(法人にあっては,名称及び代表者名) ㈱ファーレン京都 代表取締役 松島 正昭
								電話754-6121

		•		
京都市地	球温暖化対策条例第25条第3項の <u>共</u>	見定により報告します。		
		電気を動力源とする自動車で内燃機関を 有しないもの①	0	台
	温室効果ガスを排出しない自動車	燃料電池自動車②	0	台
		合 計 ③ ( ① + ② )	0	台
		電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの①	0	台
販売した新 車の台数	祖今毎日ボッの排出の是ぶ和火海廃	専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料と して用いる自動車⑤	0	台
	温室効果ガスの排出の量が相当程度 少ない自動車	揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)⑥	36	台
		合計⑦(④+⑤+⑥)	36	台
	販売した新車のうち,温室効果ガス 排出の量が相当程度少ない自動車以	193	台	
	合 計 ( ③	+ ⑦ + ⑧ )	229	台
	販売した新車のうち, 温室効果ガス ガスを内燃機関の燃料として用いる	を排出しない自動車及び専ら可燃性天然 自動車以外のもの	17.5 キロメー	トル
販売した新		電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの③	0.0 キロメー	・トル
車1台当た りの燃料消 費効率	温室効果ガスの排出の量が相当程度 少ない自動車	揮発油,液化石油ガス又は軽油を内燃機 関の燃料として用いる自動車(燃料消費 効率が市長の定める基準を満たすものに 限る。) ⑩	19.3 キロメー	トル
		③及び⑩の自動車を併せた燃料消費効率	19.3 キロメー	トル

- 注1 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。
  (1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの
  (2) 賃物の運送の用に供する自動車で、乗車定員が3.5トン以下のもの
  2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。
  3 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車で併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。
  4 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

(	宛	先	)	京	都	市	長	令和元年9月14日
	の住所 左京区副		こあってに  町59	は,主た	る事務所	うの 所在		報告者の氏名(法人にあっては,名称及び代表者名) ㈱ファーレン古都 代表取締役 松島 正昭
								電話754-6121

京都市地理	球温暖化対策条例第25条第3項の表	見定により報告します。		
		電気を動力源とする自動車で内燃機関を 有しないもの①	0	台
	温室効果ガスを排出しない自動車	燃料電池自動車②	0	台
		合 計 ③ ( ① + ② )	0	台
		電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの①	0	台
販売した新 車の台数	게른성용과 호텔비호를 가입시설 B	専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車⑤	0	中
	温室効果ガスの排出の量が相当程度 少ない自動車	揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)⑥	0	台
		合計⑦ (④ + ⑤ + ⑥)	0	台
	販売した新車のうち,温室効果ガス 排出の量が相当程度少ない自動車以	358	台	
	合 計 ( ③	+ ⑦ + ⑧ )	358	台
	販売した新車のうち, 温室効果ガス ガスを内燃機関の燃料として用いる	を排出しない自動車及び専ら可燃性天然 自動車以外のもの	16.8 キロメート	・ル
販売した新		電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの®	0.0 キロメート	・ル
車1台当た りの燃料消 費効率	温室効果ガスの排出の量が相当程度 少ない自動車	揮発油,液化石油ガス又は軽油を内燃機 関の燃料として用いる自動車(燃料消費 効率が市長の定める基準を満たすものに 限る。) ⑩	0.0 キロメート	・ル
		③及び⑩の自動車を併せた燃料消費効率	0.0 キロメート	・ル

- 注1 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。
  (1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの
  (2) 賃物の運送の用に供する自動車で、乗車定員が3.5トン以下のもの
  2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。
  3 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車で併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。
  4 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

(	宛	先	)	京	都	市	長	令和 元年 8月 10日
			こあってに '宮西町9		こる事務点	所の所在		報告者の氏名(法人にあっては,名称及び代表者名) 株式会社 ホンダオートモリカワ 代表取締役 木下 泰一 電話691 - 5211

京都市地理	球温暖化対策条例第25条第3項の表	見定により報告します。		
		電気を動力源とする自動車で内燃機関を 有しないもの①	0	台
	温室効果ガスを排出しない自動車	燃料電池自動車②	0	台
		合 計 ③ ( ① + ② )	0	台
		電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの④	0	台
販売した新 車の台数	사람 사용 보기 호텔 비호를 차려 보였다.	専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料と して用いる自動車⑤	0	台
	温室効果ガスの排出の量が相当程度 少ない自動車	揮発油,液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)⑥	169	台
		合計⑦ (④ + ⑤ + ⑥)	169	台
	販売した新車のうち,温室効果ガス 排出の量が相当程度少ない自動車以	855	台	
	合 計 ( ③	+ ⑦ + ⑧ )	1024	台
	販売した新車のうち, 温室効果ガス ガスを内燃機関の燃料として用いる	12.0 キロメ	ートル	
販売した新		電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの®	キロメ	ートル
車1台当た りの燃料消 費効率	温室効果ガスの排出の量が相当程度 少ない自動車	揮発油,液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)⑪	18.0 キロメ	ートル
		⑨及び⑩の自動車を併せた燃料消費効率	18.0 キロメ	ートル

- 注1 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。
  (1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの
  (2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの

  - 2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。
  - 3 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車で併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に 資するものをいいます。
  - 4 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギ 一消費効率をいいます。

(	宛	先	)	京	都	市	長	2019年 6月 8日
			こあっては :林町 5 5		る事務月	所の所在	:地)	報告者の氏名(法人にあっては,名称及び代表者名) 株式会社ホンダカーズ京都 代表取締役 松本明広 電話 582 - 5001

_				
京都市地	球温暖化対策条例第25条第3項の規	見定により報告します。		
		電気を動力源とする自動車で内燃機関を 有しないもの①	0	台
	温室効果ガスを排出しない自動車	燃料電池自動車②	0	台
		合 計 ③ ( ① + ② )	0	台
		電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの④	1	台
販売した新 車の台数	祖学林田ボラの排出の是ぶ和巫和庇	専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料と して用いる自動車⑤	0	台
	温室効果ガスの排出の量が相当程度 少ない自動車	揮発油,液化石油ガス又は軽油を内燃機 関の燃料として用いる自動車(燃料消費 効率が市長の定める基準を満たすものに 限る。)⑥	6045	台
		合計⑦ (④ + ⑤ + ⑥)	6046	台
	販売した新車のうち,温室効果ガス 排出の量が相当程度少ない自動車以	52	台	
	合 計 ( ③	+ ⑦ + ⑧ )	6098	台
	販売した新車のうち, 温室効果ガス ガスを内燃機関の燃料として用いる	18.2 キロメート	トル	
販売した新		電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの®	24.2 キロメート	トル
車1台当た りの燃料消 費効率	温室効果ガスの排出の量が相当程度 少ない自動車	揮発油,液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)⑪	22.5 キロメート	トル
		③及び⑩の自動車を併せた燃料消費効率	23.4 キロメート	トル

- 注1 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。
  (1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの
  (2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの

  - 2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。
  - 3 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車で併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に 資するものをいいます。
  - 4 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギ 一消費効率をいいます。

(	宛	先	)	京	都	市	長	令和 元 年 7 月 30日
報告者	音の住所	(法人に	こあってに	は,主た	る事務所	所の所在	地)	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名)
京者	『市山科	·区御陵	中筋町 1	番地				株式会社ホンダ京都 代表取締役 磯田 尚孝
								電話 591 — 7500

京都市地理	球温暖化対策条例第25条第3項の共	見定により報告します。	
		電気を動力源とする自動車で内燃機関を 有しないもの①	0 台
	温室効果ガスを排出しない自動車	燃料電池自動車②	0 台
		合 計 ③ ( ① + ② )	0 台
		電力併用自動車のうち,動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの④	0 台
販売した新 車の台数	ᄱᄼᄿᄧᅔᇬᄼᆒᆔᇬᄝᄼᄳᄱᄧ	専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料と して用いる自動車⑤	0 台
	温室効果ガスの排出の量が相当程度 少ない自動車	揮発油,液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)⑥	271 台
		合計⑦ (④ + ⑤ + ⑥ )	271 台
	販売した新車のうち,温室効果ガス 排出の量が相当程度少ない自動車以	323 台	
	合 計 ( 3)	+ ⑦ + ⑧ )	594 台
	販売した新車のうち,温室効果ガス ガスを内燃機関の燃料として用いる	22.5 キロメートル	
販売した新		電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの®	――キロメートル
車1台当たりの燃料消費効率	温室効果ガスの排出の量が相当程度 少ない自動車	揮発油,液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)⑩	27.4 キロメートル
		③及び⑩の自動車を併せた燃料消費効率	27.4 キロメートル

- 注1 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。

  - (1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの (2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの
  - 2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電 気により作動する原動機を有する自動車をいいます。
  - 3 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車で併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に 資するものをいいます。
  - 4 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギ ー消費効率をいいます。

(	宛	先	)	京	都	市	長	令和 1年 8月 2日
	音の住所 と市登美			は,主た	る事務所	折の所在	地)	報告者の氏名(法人にあっては,名称及び代表者名) 株式会社 ホンダネット京奈 代表取締役 島田 順弘 電話 0742-52-3888

_			
京都市地	球温暖化対策条例第25条第3項の規	見定により報告します。	
		電気を動力源とする自動車で内燃機関を 有しないもの①	0 台
	温室効果ガスを排出しない自動車	燃料電池自動車②	0 台
		合 計 ③ ( ① + ② )	0 台
		電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの④	0 台
販売した新 車の台数	祖学林田ボラの排出の是ぶ和巫和庇	専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料と して用いる自動車⑤	0 台
	温室効果ガスの排出の量が相当程度 少ない自動車	揮発油,液化石油ガス又は軽油を内燃機 関の燃料として用いる自動車(燃料消費 効率が市長の定める基準を満たすものに 限る。)⑥	537 台
		合計⑦ (④ + ⑤ + ⑥)	537 台
	販売した新車のうち, 温室効果ガス 排出の量が相当程度少ない自動車以	9 台	
	合 計 ( ③	+ ⑦ + ⑧ )	546 台
	販売した新車のうち, 温室効果ガス ガスを内燃機関の燃料として用いる	15.3 キロメートル	
販売した新		電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの®	キロメートル
車1台当た りの燃料消 費効率	温室効果ガスの排出の量が相当程度 少ない自動車	揮発油,液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)⑩	24.6 キロメートル
		③及び⑩の自動車を併せた燃料消費効率	24.6 キロメートル

- 注1 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。
  (1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの
  (2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの

  - 2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。
  - 3 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車で併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に 資するものをいいます。
  - 4 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギ 一消費効率をいいます。

(	宛	先	)	京	都	市	長	令和元年 6月 14日
報告者	の住所	(法人に	こあっては	ī, 主た	る事務所	所の所在	地)	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名)
京都	市南区	吉祥院蒔	F絵南町1	番地				株式会社ヤナセ京都支店 支店長 中村 兵衛
								電話 075-671-1181

京都市地理	球温暖化対策条例第25条第3項の表	見定により報告します。	
		電気を動力源とする自動車で内燃機関を 有しないもの①	0 台
	温室効果ガスを排出しない自動車	燃料電池自動車②	0 台
		合計 ③ (① + ② )	0 台
		電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの④	4 台
販売した新 車の台数	况会装用式 a a 排出 a 是 2° 妇 y 包 饰	専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料と して用いる自動車⑤	0 台
	温室効果ガスの排出の量が相当程度 少ない自動車	揮発油,液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)⑥	129 台
		合計⑦ (④ + ⑤ + ⑥ )	133 台
	販売した新車のうち,温室効果ガス 排出の量が相当程度少ない自動車以	646 台	
	合 計 ( ③	+ ⑦ + ⑧ )	779 台
	販売した新車のうち, 温室効果ガス ガスを内燃機関の燃料として用いる	14.7 キロメートル	
販売した新		電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの⑨	14.2 キロメートル
車1台当た りの燃料消 費効率	温室効果ガスの排出の量が相当程度 少ない自動車	揮発油,液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)⑩	17.1 キロメートル
		⑨及び⑩の自動車を併せた燃料消費効率	15.7 キロメートル

- 注1 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。
  (1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの
  (2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの

  - 2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。
  - 3 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車で併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に 資するものをいいます。
  - 4 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギ 一消費効率をいいます。

(	宛	先	)	京	都	市	長	令和元年9月14日
	者の住所 市西京区村		こあってた 〒56	は,主た	:る事務原	斤の所在		報告者の氏名(法人にあっては,名称及び代表者名) 概平安スズキ 代表取締役 松島 千佳
								電話754-6121

京都市地	球温暖化対策条例第25条第3項の共	見定により報告します。		
		電気を動力源とする自動車で内燃機関を 有しないもの①	0	台
	温室効果ガスを排出しない自動車	燃料電池自動車②	0	台
		合 計 ③ ( ① + ② )	0	台
		電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの①		台
販売した新車の台数	게른성용과 호텔비호를 가입시설 B	専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車⑤		台
	温室効果ガスの排出の量が相当程度 少ない自動車	揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費 効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)⑥	166	台
		合計⑦(④+⑤+⑥)	166	台
	販売した新車のうち,温室効果ガス 排出の量が相当程度少ない自動車以	147	台	
	合 計 ( ③	+ ⑦ + ⑧ )	313	台
	販売した新車のうち, 温室効果ガス ガスを内燃機関の燃料として用いる	を排出しない自動車及び専ら可燃性天然 自動車以外のもの	21.1 キロメー	- トル
販売した新		電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの③	0.0 キロメー	- トル
車1台当たりの燃料消費効率	温室効果ガスの排出の量が相当程度 少ない自動車	揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機 関の燃料として用いる自動車(燃料消費 効率が市長の定める基準を満たすものに 限る。) ⑩	31.3 キロメー	- トル
		③及び⑩の自動車を併せた燃料消費効率	31.3 キロメー	- トル

- 注1 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。
  (1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの
  (2) 賃物の運送の用に供する自動車で、乗車定員が3.5トン以下のもの
  2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。
  3 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車で併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。
  4 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。